平成２４年（フ）第４５９号
兵庫県西宮市相生町７番26―102号
債務者　米田　賢也
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９１号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目21番18号清和住宅５号、前住所兵庫県尼崎市東難波町４丁目４番16号今中文化
債務者　山下　政廣
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８６号
北九州市若松区宮丸１丁目28番８号
債務者　小林　　徹
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５０５号
福岡県遠賀郡岡垣町中央台３丁目20番５号
債務者　富窪　道廣
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５１６号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊９丁目２番25号大村アパート201号
債務者　玉井　恭子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４７号
北九州市小倉南区津田新町４丁目５番14―303号
債務者　岩坪　由美
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５６６号
北九州市八幡西区中の原１丁目５番14号
債務者　南條　朱美
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２１３号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第７地割37番地１　ヴィオラＣ204、旧住所盛岡市玉山区下田字仲平203番地５　みちのく荘10号
債務者　佐藤　結花
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１２５３号
愛知県大府市東新町１丁目230番地　サンライズ東新201号
債務者　小久保かおり
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８１号
神戸市東灘区御影本町２丁目７番16―105号
債務者　久保田幹子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４９号
神戸市西区竜が岡４丁目11番地　シティハイツ竜が岡２―201号
債務者　大橋　智成
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７号
山口市朝田1397番地１　ソレイユ　ルヴァンA102
債務者　三崎　嗣美（旧姓品谷）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
長崎県対馬市厳原町宮谷61番地　平山ハイツ301号、前住所長崎県対馬市厳原町久田89番地５
債務者　松川　恭子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井2353番地２
債務者　中村　要次
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井2353番地２
債務者　中村　博子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
佐賀県多久市北多久町大字小侍4640番地
債務者　野口　侑子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５３号
熊本市北区鶴羽田１丁目８番67号　ロイヤルハイツ鶴羽田101号
債務者　岩瀬　雅史
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係